

子ども農山漁村交流プロジェクト 受入マニュアル

しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会

目 次

1	滞在中全般	3
2	火災対策	3
3	食事	4
4	建物・設備の保守	5
5	体験内容	6
6	児童に対する目配りの徹底	7
7	緊急時の連絡体制の確立	7
8	事故発生時の処置	7
9	その他	8

子ども農山漁村交流プロジェクトは、小学校の児童が授業の一環として、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、食事や宿泊等を含めて農山漁村での生活体験活動を推進するものです。

児童が安心して体験学習等を実施できるよう、受入に当たっては、下記の事項に特に気をつけて児童の安全を確保してください。

1 滞在中全般

ア 事前説明の徹底

受入時には、まず、家の中の危険箇所や事故を防ぐための注意点を児童にきちんと説明し、理解してもらうようにしましょう。

特に、地震や火事などの非常時には安全に屋外に脱出できるように、避難経路等の案内を行うようにしましょう。また、避難経路には、家具や荷物などが通路を遮っていないよう、日頃から整理しておきましょう。

イ 安全対策の明示

安全対策や緊急連絡先等を紙に書いて目に付くところに掲示しましょう。

ウ 施錠の徹底

児童を受け入れるに当たっては、万が一の不審者の侵入等に備えて、できるだけ施錠しましょう。

エ 喫煙・飲酒

児童の目の前では、喫煙は出来るだけ避けてもらい、節度ある飲酒に努めてください。

また、児童の誤飲を避けるため、たばこや酒類の管理に気をつけてください。

2 火災対策

ア たばこ

ライターやマッチ等は、児童の手の届かないところに保管しましょう。

また、寝たばこによる火事にも十分注意してください。

イ ストーブ等暖房機器

児童のいたずらや不燃による一酸化中毒に注意しましょう。

また、ストーブの転倒防止に注意し、寝る前には、必ず、消化してください。

- ウ ガスコンロなどの厨房機器、調理用コンロ
コンロを使用する際は、料理の進み具合等を確認し、火の取扱いを適度に管理しましょう。
- エ ゴミ等の燃えやすいもの
放火を防止するため、家庭の周辺には燃えやすいゴミ等を放置しないようにしましょう。
- オ 消火器、住宅用火災警報器の設置
もし、火災が発生した時のために、消火器を設置しておいたほうがいいでしょう。
なお、住宅用火災警報器については、消防法等により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年5月31日までに全ての住宅において設置しなければならないことになっています。受入農家等においては、児童の安全確保のため、できるだけ早期に設置するようにしましょう。
- カ 火災発生時の対応
まず、「火事だー！」と大声で児童や周辺の者に知らせ、消防署に通報するとともに、状況に応じて、初期消火や避難誘導に努めましょう。

3 食事

- ア 共同調理又は自炊の徹底
児童を含め、お客さんに食事を提供する業務を行う場合には、食品衛生法の適用を受け、「飲食店営業」の許可を受ける必要があります。
今回の体験学習は、学校教育の一環ですので、食事は児童に指導しながら一緒に作るか、児童による自炊となりますので、受入農家等で調理したものを提供しないでください。
- イ 加熱調理の徹底
食事は十分に加熱調理したものを中心とし、刺身などの生ものについては、食材の品質管理に十分注意しましょう。
- ウ 食材の適切な管理
使用する食材の管理については冷蔵、冷凍に充分注意し、日数が経って質が劣化しているものは使用しないようにしましょう。
- エ 消毒や調理前の手洗いの励行
調理の前には必ず石けんを用いて手洗いを徹底するようにしましょう。
児童にも手洗いを徹底させるようにしましょう。
また、使用する食器も定期的に消毒するなどして衛生管理に注意しましょう。
- オ 食物アレルギーへの対応

児童には、食物アレルギーをもっている子どもがいるので、事前に受け入れる児童の食物アレルギーの有無を確認しておき、食材の選定には気をつけましょう。

厚生労働省は、下記のとおり、アレルギー表示が必要な「特定原材料」を7品目選定し、表示の義務化を行っています。また、「特定原材料に準ずる物」として18品目の表示を奨励しています。

食物アレルギーの特定原材料

特定原材料	卵、乳、小麦、そば、ピーナツ、エビ、カニ
特定原材料に準ずる物	魚介類：アワビ、イカ、イクラ、サケ、サバ 肉類：牛肉、鶏肉、豚肉 果実類：オレンジ、キウイフルーツ、クルミ、モモ、リンゴ、バナナ その他：大豆、マツタケ、ヤマイモ、ゼラチン

カ 安全対策講習会

受入前には、食中毒を出さないために施設や食品衛生などの安全対策講習会を必ず受講しましょう。

4 建物・設備の保守

ア 日常点検等

建物や設備が劣朽化していると、利用時にそれらが破損、故障する事によって思わぬ怪我や事故に繋がる恐れがあります。

これを防ぐため、日頃から使用する建物や設備の状態をよく把握し、不具合が見つかったら直ちに修繕・修理することを心がけましょう。

イ 室内等の清掃

児童が使用する部屋やトイレ、浴室等については、事前に清掃しておきましょう。また、使用後も同様に清掃しましょう。

ウ 寝具等の衛生管理

布団やまくら等についてはカバーを掛け、受入が終わるごとに洗濯を行い、また、定期的に日に当てるなど衛生管理に努めましょう。

エ 食物アレルギーへの対応

生徒等の食物アレルギーにより、そば殻入りの枕でもアレルギーが発生するので、そばによる食物アレルギーがある生徒等を受け入れる場合は、そば殻入りの枕は部屋から撤去しておいた方が無難です。

5 体験内容

ア 体験における危機回避

農作業体験等屋外の体験においては、下記のような危険がありますので、児童に対して、道具等の安全な使用方法等体験場所周辺の危険箇所、危険行為などを事前に説明し、十分理解させた上で体験させましょう。

自然環境の危険	気象	気温変動、大雨、河川の増水、強風、落雷など
	地形	山崩れ、落石、危険な急傾面など
	動植物	ハチ、毒ヘビ、ケムシ、ウルシなど
	水	水深、急流、潮流など
身体的な危険	病気	伝染性病原体や寄生性病原体による疾病、食中毒、その他の疾病
	怪我	滑る、転ぶ、ぶつかる、落ちるなど
人為的な危険	対人	児童どうしの喧嘩など
	対物	刃物や火、道具の使い方のミス、交通事故
	主催者	指導者の過失、無理な計画、技術不足の指導者による事故

イ 児童の体力の確認

児童は、慣れない環境にいると調子を崩しやすいので、児童の体調にあわせた体験をさせてください。

もし、児童の体調が悪く又は、体力がないと判断し、体験への参加が困難であると認められる場合は、児童に十分説明して体験を中止し、他の体験に切り替えるなどの対応をしましょう。

ウ 荒天候時における対応

屋外での体験学習については、悪天候等により、予定していた体験を実施できない場合も想定されますので、その場合の対応等について、受入窓口となる協議会に相談しながら事前に検討しておきましょう。

エ 緊急時の最低限の装備

児童の具合が悪くなった場合に備えて最低限の装備を準備しておきましょう。

なお、内服薬の投薬については、事前に引率の先生に確認してから行いましょう。

- ・ 救急セット：三角巾、消毒液、包帯、脱脂綿、トゲ抜きなど
- ・ 内服薬各種：下痢止め、鎮痛剤、抗アレルギー剤など
- ・ 通信機器：携帯電話、無線機など

6 児童に対する目配りの徹底

ア 児童への接し方

児童は家庭では体験できない農山漁村での日常生活を学習するために体験しています。

児童をお客さん扱いせず、叱るべきところはきちんと叱るなど、児童の行動に過度に干渉することなく、しかしそれと同時に常に行動を見守ってあげてください。

イ 児童との団らん

夕食後には団らんや語りの時間を設けるなど、コミュニケーションを図る時間をつくってください。

また、多感な時期を迎えつつあることも考慮し、必要に応じて同姓同士での相談が可能となるよう留意しましょう。

7 緊急時の連絡体制の確立

事故が発生した際、受入農家等は、直ちに事務局等に連絡し、「いつ、どこで、誰が、どうした」という事故状況を的確に報告しなければなりません。

これにより、関係機関等への連絡を速やかにでき、事故状況に応じた対処の手配・協力を得ることができます。

何よりも大切なことは、いかなる場合でも冷静に、迅速・的確な処置を判断することです。

ア 引率の先生との連絡体制

緊急時には引率の先生たちと生徒等が滞在する各農漁家の間ですぐに連絡が取れるよう、携帯電話等を活用して連絡網を構築しておきましょう。

イ 関係機関との連絡体制

事務局等、警察、消防、医療機関等の連絡先を緊急時に直ちに連絡できるよう一覧にし、視える所に張っておきましょう。

8 事故発生時の処置

十分な事故防止方策をとっていても、事故が発生することもあります。非常時を想定した確認を日ごろから心がけるようにしましょう。

ア 迅速・的確な処置

発見者は直ちに事務局等や、引率の先生に連絡しなければなりません。事故が発生した場合、被害者に対する処置を最優先し、程度に応じて人命救助、健康保全のため必要・適切な処置をとるようにしましょう。

イ 医療処理

医療処置が必要な場合は、医療機関に場所や状況を伝え、応急処置の指示を仰ぎましょう。素人判断で勝手な処置を行うことは大変危険です。

状況によっては、消防署、警察署、保険所等へ報告すると共に被害者の家族に知らせるようにしなければなりません。

ウ 児童への声かけ

児童によっては具合が悪くても受入先の家族に相談しづらくて黙っているケースも考えられます。そのため、児童の様子には常に気を配り、こまめに声かけを行うようにしましょう。

また、症状が軽度と思われても安易に判断せず、事務局等と相談するなどして、組織だって対応しましょう。

9 その他

ア 児童等の送迎

児童の受入や総合場所への送迎で自家用車等を使用する場合には、道路交通法を遵守し、交通事故を起こさないようにしましょう。

イ 軽トラックの荷台への搭乗禁止

軽トラックの荷台に児童を載せて異動する行為は、道路交通法では違反になるため、絶対にしないでください。

万が一その行為で事故が起きた場合、不法行為であるため、損害保険に加入していても保険金が支払われない可能性が高いことになっています。